

令和2年第5回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年5月7日(木) 13時20分から14時05分 山鹿市役所 3階 301会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 欠 席	4番 欠 席
5番 廣松 久喜	6番 欠 席	7番 欠 席	8番 欠 席
9番 栗原 政数	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 隈部 誠一	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員5名 欠席農業委員は、次のとおりである。

3番 稲葉 和弘 4番 森 利光 6番 長曾我部徹 7番 米岡 一利 8番 若杉 史

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 農地調整係長：坂口 美治
主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次ぎのとおりである。

1名： 10番 阿蘇品幸博

5. 議題

議案第31号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第32号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請
議案第33号 空き家に附属した農地の指定
議案第34号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第36号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第38号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第10号 農地法第3条第3の規定による届出
報告第11号 農地法第5条第1項の規定による届出

1. 開 会

副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

事務局長（堤高治君）

皆さんこんにちは。本日の総会は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、農業委員の出席者を減じて開催します。農業委員総数 14 名のうち、9 名が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 2 年第 5 回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、9 番栗原政数委員、10 番阿蘇品幸博委員にお願いします。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 31 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

それでは、議案書の 1 ページをお開き下さい。

議案第 31 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請」でございます。農地等の所有権の移転について、下記のとおり申請があったので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいから、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号 57 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては、1 ページ記載のとおりです。議案書 2 ページをお願いします。

提案番号 58 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては2ページ記載のとおりです。議案書3ページをお願いします。

提案番号 59 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては3ページ記載のとおりです。議案書4ページをお願いします。

提案番号 60 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては4ページ記載のとおりです。議案書5ページをお願いします。

提案番号 61 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。議案書6ページをお願いします。

提案番号 62 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。なお、権利取得後の耕作面積は、議案書の37ページ、議案第37号、利用権設定の提案番号121番と合わせて5,293㎡となります。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。議案書7ページをお願いします。

提案番号 63 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては7ページ記載のとおりです。議案書9ページをお願いします。

提案番号 64 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、親子間による贈与でございます。調査書につきましては8ページ記載のとおりです。議案書10ページをお願いします。

提案番号 65 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては9ページ記載のとおりです。議案書12ページをお願いします。

提案番号 66 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては10ページ記載のとおりです。議案書13ページをお願いします。

提案番号 67 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては11ページ記載のとおりです。議案書14ページをお願いします。

提案番号 68 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては 12 ページ記載のとおりです。議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 69 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、親子間による贈与でございます。調査書につきましては 13 ページ記載のとおりです。議案書 16 ページをお願いします。

提案番号 70 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。
譲受理由は、譲受人が申請地の周辺を耕作されていることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 14 ページ記載のとおりです。
以上 14 件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 57 番から 60 番を北部地区担当委員

2 番（下田幸夫君）

提案番号 57 番から 60 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 61 番から 62 番を南部地区担当委員

1 番（竹下輝明君）

提案番号 61 番から 62 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 63 番から 70 番を東部地区担当委員

9 番（栗原政数君）

提案番号 63 番から 70 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 31 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 17 ページをお開き下さい。

議案第 32 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」でございます。農地等の使用収益権の設定について、下記のとおり申請があったので、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいから、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号 12 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人の規模拡大による賃貸借権設定 8 年でございます。調査書につきましては 15 ページ記載のとおりです。

以上 1 件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 12 番を東部地区担当委員

13 番（隈部誠一君）

提案番号 12 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 32 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 32 号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 33 号、空き家に附属した農地の指定を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 18 ページをお開き下さい。

議案第 33 号、「空き家に附属した農地の指定」でございます。空き家に附属した農地の指定について、下記のとおり申請があったので、農地法施行規則第 17 条第 2 項第 1 号の規定により決定したので、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号 1 番、申請地及び申請人等は記載のとおりでございます。

本案件は山鹿市農業委員会が定める別段面積 1 アール要件による取得に係る申請でございます。また、申請地は、山鹿市空き家バンクに登録された空き家に附属する農用地区域外の農地でございます。

次に、「別紙 2 の現地写真・土地利用計画図」の 1 ページをご覧ください。現況は、管理された農地ですが、未整備の農地であり、農地の集積が図られるべき農地ではなく、また、所有者が今後、維持管理を行う見込みがなく、遊休農地化の恐れがあるため、空き家に附属した農地に指定して、支障は無いと考えます。

なお、今後の流れとしましては、総会で決定し公示を行った後に、来月の総会以降に、山鹿市農業委員会が定める別段面積、1 アール要件による所有権移転許可申請をされる予定でございます。以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 33 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 34 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 19 ページをお願いします。

議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでございます。

提案番号8番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、すでに植林されており、その経緯については、始末書を添付されているため追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の2ページから3ページをお願いします。

2ページに現地の状況写真、3ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書16～17ページをお願いします。

16ページに立地基準を、17ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の20ページをお願いします。

提案番号9番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用事業者は個人で、既に農家宅地及び資材置き場等として利用されており、その経緯については、始末書を添付されているため追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の4ページから5ページをお願いします。

4ページに現地の状況写真、5ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書18～19ページをお願いします。

18ページに立地基準を、19ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、2件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号8番を北部地区担当委員

5番（廣松久喜君）

提案番号8番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号9番を南部地区担当委員

10番（阿蘇品幸博君）

提案番号9番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第34号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第34号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の21ページをお願いします。

議案第35号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について、意見決定するものでございます。

提案番号24番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑、171㎡を使用貸借し、飲食店の駐車場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の6ページから4ページをお願いします。

6ページに現地の状況写真、7ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書20～21ページをお願いします。

20ページに立地基準を、21ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の22ページをお願いします。

提案番号25番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、1,254㎡を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の8ページから9ページをお願いします。

8ページに現地の状況写真、9ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書22～23ページをお願いします。

22ページに立地基準を、23ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の23ページをお願いします。

提案番号26番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の4筆の田、2,716㎡を取得し、グランドゴルフ場及び利用者駐車場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の10ページから11ページをお願いします。

10ページに現地の状況写真、11ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書24～25ページをお願いします。

24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の24ページをお願いします。

提案番号27番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田、302㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。
次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の12ページから13ページをお願いします。

12ページに現地の状況写真、13ページに土地利用計画図を掲載しております。現地には、砂利が敷かれ、駐車場として利用されており、その経緯については始末書が添付されています。

次に、調査書26～27ページをお願いします。

26ページに立地基準を、27ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の25ページをお願いします。

提案番号28番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の田、778㎡を取得し、飲食店駐車場として転用する案件です。
次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の14ページから15ページをお願いします。

14ページに現地の状況写真、15ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書28～29ページをお願いします。

28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の26ページをお願いします。

提案番号29番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑、358㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。
次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の16ページから17ページをお願いします。

16ページに現地の状況写真、17ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書30～31ページをお願いします。

30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の27ページをお願いします。

提案番号30番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑、136㎡を取得し、隣接地にすでに設置された太陽光発電施設の管理用倉庫として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の18ページから19ページをお願いします。

17ページに現地の状況写真、18ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書32～33ページをお願いします。

32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
以上、7件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説

明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 24 番から 26 番を北部地区担当委員

5 番（廣松久喜君）

提案番号 24 番から 26 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 27 番から 29 番を南部地区担当委員

10 番（阿蘇品幸博君）

提案番号 27 番から 29 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 30 番を南部地区担当委員

9 番（栗原政数君）

提案番号 30 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 35 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 35 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 36 号、農業経営基盤強化促進法の規定による、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 28 ページをお開き下さい。

議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。この案件は農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものでございます。

今回の利用権設定は、新規設定 11 件、その面積は 42,923 m²でございます。

提案番号 24 番から 31 ページの提案番号 34 番までについて、申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、12 件とも「水稻」を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 36 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 37 号、農業経営基盤強化促進法の規定による、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。

まず、初めに提案番号 107 番から審議を行います。提案番号 107 番については、10 番阿蘇品委員が申請人であり、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定による議事参与の制限を受けるため、審議への参加はご遠慮下さい。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 32 ページをお開き下さい。

議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

農用地の利用権設定について、下記のとおり申し出があったので、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により決定したいので、委員会の議決を求めるものでございます。

今回の利用権設定は、再設定が 8 件、新規設定が 12 件、合計 20 件でその面積は、72,533 ㎡でございます。議案書に基づきまして、農用地利用集積計画の内容を説明いたします。

32 ページの提案番号 107 番については、申請地、申請人、契約内容については議案書記載のとおりで、米を作付け予定でございます。

調査書については、34 ページ記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 107 番は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、提案番号 108 番から 126 番までについて審議を行います。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(一法師進君)

議案書 32 ページをお開き下さい。

32 ページ提案番号 108 番から、34 ページ提案番号 114 番までは期間満了による再設定のため、申請内容についての説明は省略させていただきます。

提案番号 115 番から 37 ページの提案番号 125 番までについて、申請地、申請人、契約期間については議案書記載のとおりです。

作付けについては、「水稻」「飼料作物」「大豆」「タバコ」「西瓜」「栗」等を作付け予定でございます。

提案番号 126 番については、公社からの買受を前提とした利用権設定であり、作付けは飼料作物を作付け予定でございます。

なお、申請内容の詳細につきましては、調査書は 34 ページから 51 ページ記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上でございます。

議長(坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質問なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。提案番号 108 番から 126 番までについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、提案番号 108 番から 126 番までについては、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 38 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書の 39 ページをお願いします。

議案第 38 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断についてでございます。

農地に該当するか否かの判断について、下記のとおり農地法第 2 条第 1 項の規定により決定したので、委員会の議決を求めるものでございます。

提案番号 1 番、土地の所在、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 20 ページに掲載のとおり、南側宅地と北側里道に挟まれており、雑木が繁茂している状況です。

提案番号 2 番、土地の所在、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 21 ページに掲載のとおり、湿地帯で耕作用の道路もなく、雑木が繁茂している状況です。

提案番号 3 番、土地の所在、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 22 ページに掲載のとおり、耕作用の道路もなく、雑木が繁茂している状況です。

提案番号 4 番、土地の所在、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 23 ページに掲載のとおり、耕作用の道路もなく、雑木が繁茂している状況です。

提案番号 5 番、土地の所在、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 24 ページに掲載のとおり、湿地帯で耕作用の道路もなく、農地として継続して利用する事が出来ない状況です。

提案番号 6 番、土地の所在、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 25 ページに掲載のとおり、雑木が繁茂している状況です。

以上の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。

以上 6 件でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 38 号については、原案のとおり決定するこ

とに賛成の方は挙手願います。

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案第 38 号は、終わります。

4. 報 告

議長（坂本照子君）

次に、報告第 10 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書 40 ページをお願いします。

報告第 10 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 2 年 3 月に届出がありました件数は 14 件、筆数の合計は 112 筆、面積の合計は 115,271 m²でございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。

以上で報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 10 号は終わります。

次に、報告第 11 号、農地法第 5 条の第 1 項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（坂口美治君）

議案書の 43 ページをお願いします。

報告第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による届出において、許可が不要とされている案件について、「許可不要転用届」が提出されておりますので、令和 2 年 3 月分の報告をいたします。届出件数は 1 件です。

土地の所在、申請者、土地の所有者、転用の事由については、議案書記載のとおりでございます。

転用の内容は、携帯電話基地局でございます。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

(「質問なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

質問等がないようですので、報告第11号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和2年第5回総会を閉会いたします。

6.閉会

副会長(隈部誠一君)

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長

9番 農業委員

10番 農業委員
